

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 12 月 21 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1600794 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1600320 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 19 年 12 月 14 日の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 14 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 19 年 12 月 14 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賞与台帳及び金融機関から提出された預金取引月報により、請求者は、平成 19 年 12 月 14 日に同社から賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額 (10 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 12 月 14 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (平成 22 年 1 月以降は、年金事務所) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1600836 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1600321 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 事業所における平成 17 年 12 月 9 日の標準賞与額を 34 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 17 年 12 月 9 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 12 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 事業所における平成 17 年 12 月 9 日の標準賞与額を 35 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、平成 17 年 12 月 9 日の訂正後の標準賞与額 (上記 1 の訂正後の標準賞与額 34 万 4,000 円を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

A 事業所に勤務した期間のうち、請求期間に係る賞与の記録がない。厚生年金保険料を控除されたことが確認できる賞与支給明細及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳を提出するので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。また、保険給付に反映しなくても事実即した記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求者及び A 事業所から提出された賞与支給明細及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、請求者は、請求期間に賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、34万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月9日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成17年12月9日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 上記賞与支給明細及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、請求者は、請求期間に事業主により標準賞与額35万2,000円に相当する賞与を支給されていたことが確認できることから、請求者のA事業所における平成17年12月9日の標準賞与額を35万2,000円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額35万2,000円（上記1の訂正後の標準賞与額34万4,000円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600841号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600072号

第1 結論

平成5年8月から平成6年2月までの請求期間及び平成6年4月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成5年8月から平成6年2月まで
② 平成6年4月から同年12月まで

私は、長年居住していた外国から平成5年8月に帰国し、帰国と同時に市役所で国民年金の加入手続を行い、窓口で当時無職であることを説明したところ、職員から「それではこちらの方で支払免除の手続をしておきます。」と言われたことをはっきり覚えている。加入手続及び申請免除手続について具体的な内容は何も覚えていないが、窓口で書類を書いた記憶があるので、請求期間①は、国民年金保険料の申請免除期間であるはずだ。

また、私は、平成6年3月に外国で就職するため、外国に転居する際、市役所で国民年金の資格喪失手続を行ったが、その後事情により平成6年4月に帰国した。帰国後すぐに国民年金の加入手続と請求期間②について申請免除の申出を行い、具体的な内容は覚えていないが書類を書いた記憶がある。

請求期間①及び②が未納期間とされているので、調査の上、申請免除の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者の国民年金被保険者資格の取得に係るオンライン記録の処理日から平成6年1月頃に払い出されたと推認でき、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に行われたと考えられることから、外国から平成5年8月に帰国し、帰国と同時に国民年金の加入手続及び申請免除手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、請求期間①当時は、制度上、免除承認対象期間は、申請のあった日の属する月の前月からとされていたことから、国民年金の加入手続が行われたと考えられる平成6年1月頃に申

請免除手続を行ったとしても、請求期間①のうち平成5年8月から同年11月までの期間については、免除対象期間とはならない。

さらに、国民年金保険料の免除申請がなされた場合は、その承認又は却下について申請者に通知する取扱いとなっているが、請求者は、請求期間①及び②について、窓口で書類を書いた記憶があるとしているものの、国民年金保険料の申請免除手続の具体的内容は覚えていないとしている上、国民年金保険料の免除承認通知書を受け取った記憶もない旨陳述している。

そのほか、請求者が、請求期間①及び②について、国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600850号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600073号

第1 結論

平成2年*月から平成3年3月までの請求期間、平成10年4月から平成13年11月までの請求期間、平成14年10月から平成18年12月までの請求期間及び平成19年7月から平成20年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年*月から平成3年3月まで
② 平成10年4月から平成13年11月まで
③ 平成14年10月から平成18年12月まで
④ 平成19年7月から平成20年6月まで

前回、請求期間を含めて20歳になった平成2年*月から、納付書が送付されてきたので、納付書が送付されてくるたびにその納付書を使って毎月きちんと国民年金保険料を納付しており、納付金額は定かではないが納付していたことは間違いないので、請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないとして訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする通知を受け取った。

しかし、新たな資料等はないが、請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに、納得ができない。他の公共料金、携帯電話料金と同様に国民年金保険料も、月々ほぼ滞りなく支払ってきた。コツコツと支払ってきたことは確信しているので、再度訂正請求を行った。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者は、国民年金保険料については、請求期間を含めて20歳になった平成2年*月から、納付書が送付されてくるたびにその納付書を使って毎月きちんと納付した旨陳述しているが、①オンライン記録によると、平成2年*月及び平成19年1月から同年6月までの保険料は、いずれも厚生年金保険加入中に重複納付した他の期間の国民年金保険料を充当したことが確認できることから、請求者の主張と符合しないこと、②平成14年10月11日の国民年金被保険者資格取得及び平成20年7月1日の同資格喪失が平成21年2

月 13 日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間③及び④を含む平成 14 年 10 月から平成 20 年 6 月までの期間は、国民年金の未加入期間とされ、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできないこと、③請求期間は合計で 117 か月であり、行政機関がこれほどの長期間の事務処理を誤ったとは考え難いことなどから、既に平成 28 年 8 月 30 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、請求者は、前回の請求と同じ請求内容で、請求期間を含めて 20 歳になった平成 2 年*月から、納付書が送付されてきたので、納付書が送付されてくるたびにその納付書を使って毎月きちんと国民年金保険料を納付していたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。